

事務連絡
令和3年5月11日

市内宿泊サービスを実施する指定通所介護等事業者
市内指定居宅介護支援事業者
市内指定介護予防支援事業者 各位

西宮市法人指導課長

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの運営に対する留意事項について

平素は、本市の福祉行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。各事業所におかれては、感染防止の徹底と、介護サービスの提供にご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

現在、県内、本市においても、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は多大であり、介護サービス事業所内においても陽性者が発生し、事業所の運営にも影響が生じています。

特に、指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等の以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）は、少数の職員でサービス提供をおこなっていることが多いため、事業所内で複数人の陽性者が発生した場合、サービス提供を継続することが困難になることがあります。そのような場合でも、宿泊サービス利用者の日常生活に支障が生じないように、今一度、本市の指定通所介護事業者等における宿泊サービスの取り扱い（「指定通所介護事業所等における宿泊サービスについて」（平成24年4月1日西宮市健康福祉局））を踏まえて、下記の事項にご留意いただくようお願いします。

記

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的又は精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に宿泊サービスを提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること（目安として、連泊は3日程度まで、また1月間の宿泊が当該月の日数の1/2を超えないこと。）。
- (3) 利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予想される場合においては、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下、「指定居宅介護支援事業者等」という。）と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更を含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を実施すること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、サービス提供を継続することが困難になる場合を想定し、常日頃から指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図り、退所後の行き先や代替サービスを検討し、利用者の日常生活に支障が生じないようにすること。

以上

【問い合わせ先】

西宮市 法人指導課

居宅事業者指導チーム

電話：0798-35-3082